

# 令和4年度以降の「成人のつどい」実施方針

令和2年8月

秋田市教育委員会

## はじめに

民法の一部を改正する法律が成立したことにより、令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

本市の成人式は、長年にわたり、20歳になる方を対象に、社会教育の中の成人教育の一環として実施してまいりました。

このたびの法改正を踏まえ、式典の対象年齢や開催時期等を検討してまいりましたが、このほど、現行の方針を継承し、令和4年度以降についても、20歳になる方を対象に1月に式典を開催するという実施方針を取りまとめました。

成人式は、対象となる方はもちろん、ご家族や関係する方々にとっても、人生の大きな節目となる、記念すべき事業であります。

成人を迎える皆さんの門出を心から祝福すると共に、この事業が広く有益なものとなることを願ってやみません。

令和2年8月

秋田市教育委員会教育長

## 令和4年度以降の「成人のつどい」実施方針

1	検討の背景	1
2	検討に当たっての基本的な考え方	1
3	検討体制と検討の進め方	2
4	検討の経過	2
5	令和4年度以降の「成人のつどい」実施方針	4

## 1 検討の背景

平成30年6月に成立した民法の一部を改正する法律の施行により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。

このため、現在、20歳の方を対象に開催している秋田市の「成人のつどい」についても、式典の対象年齢や開催時期など、以下の点を踏まえ、そのあり方を再整理する必要が生じたものです。

### (1) 成年年齢引き下げの目的と変更点

18歳および19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的として改正されたものです。

一人で有効な契約をすることができる年齢および親権に服することがなくなる年齢がいずれも18歳に引き下げられる一方、飲酒・喫煙等の権利は20歳が維持されます。

### (2) 変更の時期

令和4年4月1日の時点で18歳以上20歳未満の方(平成14年4月2日生まれから平成16年4月1日生まれ)がその日に成年に達し、平成16年4月2日生まれ以降の方は18歳の誕生日に成年に達します。

### (3) 国の動向

法改正に伴い様々な影響が生じると考えられることから、国は「成人式の時期や在り方等に関する分科会」(法務省)を開催し情報発信するとしていましたが、令和2年3月に情報を取りまとめた報告書を公表しました。

なお、成人式の開催時期や開催方法などについて法律上の定めはなく、各自治体等の判断に委ねるとしてしています。

## 2 検討に当たっての基本的な考え方

### (1) 「成人の日」の趣旨の尊重

「成人の日」は「国民の祝日に関する法律」に、「おとなになったことを自覚し、みずから生きぬこうとする青年を祝いほげます」とされており、この趣旨は引き続き尊重することが望ましいと考えます。

### (2) 現行の「秋田市成人のつどい」の開催目的を継承

本市の成人式は、社会教育の中の成人教育の一環として開催しています。実施方針に例年「成人の門出を祝福する記念行事を通して、これからの社会を担う成人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機

会とする」という目的を掲げているところであり、法改正後の式典開催においてもこの骨子を継承していくことが望ましいと考えます。

### (3) 対象者への配慮

「成人のつどい」の主演となる青年たちの意向を尊重するとともに、制度が大きく変わること、式典への参加意欲が低下しないよう、また、大きな混乱が生じないよう配慮することが必要であると考えます。

## 3 検討体制と検討の進め方

検討に当たっては、有識者・学識経験者らで組織し、社会教育に関わる調査研究を行って教育委員会に助言を行う役割を担っている「秋田市社会教育委員の会議」に諮問しました。

教育委員会は、この会議からの答申を受けて実施方針案を策定し、パブリックコメントを実施した上で、最終的な方針を決定しました。

## 4 検討の経過

### (1) 秋田市社会教育委員の会議に諮問

令和元年8月、秋田市社会教育委員の会議に諮問しました。

### (2) 当事者(令和4年度に新成人となる方)への意識調査

令和元年8月から10月にかけて、高校1・2年生、中学3年生を対象に意識調査を実施しました。(回答数7,845人、回答率94.7%)

- ・開催年齢 76.8%が20歳での式典開催を希望
- ・開催時期 82.5%が1月(「成人の日」前日)の式典開催を希望
- ・参加意欲 75.0%が式典への参加を希望

自由記載欄には、受験等への影響を心配する意見や、3学年一緒の式典開催に否定的な意見が多く寄せられました。

### (3) 他都市の状況

令和2年6月末時点で、方針を公表している自治体のほとんどが20歳での式典開催としています。

### (4) 秋田市社会教育委員の会議による答申

令和2年2月、「秋田市社会教育委員の会議」から、令和4年度以降についても20歳の方を対象に式典を開催するのが望ましいとする答申が出されました。

(5) パブリックコメント

「秋田市社会教育委員の会議」からの答申を受け、教育委員会は現行通り20歳になる方を対象に1月に式典を開催したいとする実施方針案を策定し、令和2年5月8日から6月5日までパブリックコメントを実施しました。

38人から意見が寄せられ、うち実施方針案に賛成する意見が81.6%の31人にのぼりました。

## 5 令和4年度以降の「成人のつどい」実施方針

様々な検討を行った結果、令和4年度以降の本市の「成人のつどい」について、以下のとおり実施方針を取りまとめました。

本市の「成人のつどい」については、当事者の意向を尊重すると共に、様々な要件を鑑み、成年年齢が引き下がる令和4年度以降についても、現行の方針を継承して、20歳の方を対象に1月（「成人の日」前日）に開催することとします。

### (1) 事業の目的

本市の「成人のつどい」は、社会教育の中の成人教育の一環として行っています。令和4年度以降においても、現行の式典を継承し、責任ある大人になったことを自覚するとともに、ふるさとへの誇りや愛着を高める機会とすることを式典の主たる目的とします。

### (2) 式典対象者の年齢

式典対象者の年齢については、様々な権利が揃い、責任ある大人になったことを実感できる20歳を対象に式典を開催することとします。18歳は、就職・進学などの進路決定に関わる重要で多忙な時期であり、その点からも配慮が必要であると考えます。

また、当事者への意識調査でも20歳開催の希望が多く、この結果を尊重すべきであると考えます。

### (3) 式典の開催時期

本市では長年「成人の日」が祝日として設けられている1月に式典を開催しています。当事者への意識調査でも1月開催の希望が多いことから、現行通り「成人の日」が設けられている1月の開催とします。

なお、平成24年度からは、帰省して参加する成人等に配慮して「成人の日」前日に式典を開催しており、令和4年度以降についても同様に配慮します。

### (4) 式典の名称

式典の名称については、新成人(18歳)を対象としないことから、現行の「新成人のつどい」から、「20歳のつどい」「20歳を祝う会」等に変更することを検討します。

### (5) 新成人(18歳)への対応

制度が大きく変わることから、成年を迎える18歳の方および保護者に対して、

民法の改正の意義等を周知・啓発する必要があると考えます。

成年を迎えた18歳の方に対し、広報などを通じたメッセージを発出するほか、成人教育の一環としての主権者教育、消費者教育の実施などについても関係部局と調整の上対応を検討します。